

令和4年7月11日

杵築市水道事業

杵築市長 永 松 悟 様

杵築市上下水道事業審議会

会長 長崎 浩介



杵築市水道料金の改定について（答申）

令和4年5月12日付け、上下水諮問第1号で諮問を受けた標記の件について、当審議会で慎重に審議した結果を別添のとおり答申します。

答申書

令和4年7月11日

杵築市上下水道事業審議会

1. はじめに

本市の水道事業を取り巻く環境は、給水人口の減少等による水需要の低減により、料金収入が年々減少する一方で、簡易水道事業との事業統合により、減価償却費等の新たな費用が発生している。

加えて、昭和30年～50年代の高度成長期に整備した管路等の水道施設が老朽化しており、こうした老朽資産の更新をはじめ、施設の耐震化にも取り組んでいく必要がある。

今後もこうした厳しい経営環境が予測される中、安心・安全な水を未来に向けて安定的に供給できうる、持続可能な経営基盤を確立するために、水道料金の改定について当審議会に意見が求められた。

これを受け、審議会において水道料金の体系、水道料金の改定率や改定の時期などについて、6回にわたり慎重に議論を重ねてきたところであるが、水需要の動向、水道施設の状況及び水道事業の経営見通しなどを勘案すると、最低限の水道料金の値上げはやむを得ないものと判断した。

2. 答申事項

(1) 水道料金の体系等について

水道料金体系については、これまで採用している用途別の料金体系と口径別の料金体系のいずれが適切であるかについて審議した。

まず、用途別の料金体系については、水道の拡大・普及期において、一般家庭等の料金を低く抑え、水道への加入を促すことに主眼を置いたものであることから、用途区分と費用負担の配賦との間に客観性及び公平性を見出すことが難しく、さらに給水普及率が84.4%に至る現在においては、もはやその役割についても終了したものと判断した。

一方、口径別の料金体系では、水道水を供給するために発生したコストを、水道メーターの口径という客観的な基準に基づき、利用者に対して公平に求めることが可能となると評価した。

これらのことから、今後は口径別の料金体系を採用することが適切であるとの結論を得た。

また、基本料金と従量料金のあり方についても審議を行い、使用水量と関係性のない基本水量制は廃止し、完全な従量料金制に移行することが公平性の観点から適切であるとの結論に至った。

ただし、高齢者等の一人世帯などの少量利用者へ求める料金水準をはじめ、特定の利用者に過度な負担が集中しないことなど、改定率と実際に生じる負担額の増減のバランスについても合理的な配慮を確保することを求めたい。

(2) 水道料金の改定率について

水道事業は、サービス供給のために大型の施設や装置を要する産業であることから、固定的に発生する費用の割合が大きく、このため施設や管路の整備・更新には多額の資金が必要となる。当市においても、昭和48年稼働の杵築浄水場を約11億円かけて改修する計画や老朽管の更新等に多額の費用を要する状況にある。

一方、収入は給水人口の減少や大口使用者の市内撤退により減少傾向にあり、特に簡易水道7事業を水道事業に統合したことによる減価償却費の発生等により、令和3年度以降は損益の赤字が生じることが確実視されている。加えて、資本的収支では、建設改良費とその財源である企業債の償還の負担が増す結果、内部留保資金が令和9年度には枯渇する可能性があるなど、大変厳しい財政見通しとなっている。

現在の水道料金は、旧市町村の合併に伴う料金統一として平成21年4月に改定されたものであり、長期にわたり見直しが行われていない状況であること、さらに今後の財政収支予測や水道事業を取り巻く環境、市民生活への影響等を勘案した結果、料金改定率については、組織目標である損益の黒字化等を最低限クリアできる、平均13%の増額改定を実施すべきとの結論を得た。

(3) 料金改定の時期について

改定時期については、13年ぶりの料金改定であることを踏まえて、使用者への周知期間を十分確保することが望ましい。したがって、改定時期は令和5年4月が適当と考える。

(4) 水道料金の定期的な見直しについて

給水人口減少による収益の低下など、水道事業を取り巻く環境が厳しさを増す中、給水人口の動向や経営状況、社会経済情勢などを勘案し、定期的に適正な料金水準となっているかを検討することが必要であり、料金の安定性、期間的負担の公平、原価把握の妥当性及び水道事業者の経営責任などの要素を考慮すれば、次回の料金改定以後4年ごとに料金の見直しを行うことが妥当であると考える。

3. 付帯意見

(1) 経営の健全化について

経営状況が厳しさを増す中で、今後の水道事業を持続可能なものとするため、引き続き経費の削減、組織体制の見直し、収益の確保など、さらなる経営努力に励んでいただきたい。また、現在国が進めている事業の広域連携や民間活力の導入・連携についても取り組み、経営の効率化を進めるとともに、一層の経営の健全化に努められたい。

（2）市民への周知について

水道料金の改定については、市民の理解が不可欠であることから、十分な周知期間を設けたうえで具体的でわかりやすい資料の作成や丁寧な説明を行うなど、市民への周知についてきめ細かい対応に努められたい。

■新水道料金表（改訂後遅増減型、1か月、税抜き）

全体平均改定率
13.0%

口径	基本料金	従量料金（1m ³ につき）				
		第1段	第2段	第3段	第4段	第5段
	0m3を超え 5m3まで	5m3を超え 40m3まで	40m3を超え 300m3まで	300m3を超える部分	300m3を超える部分	1,000m3を超える部分
13mm	634.93円	39.00円	170.00円	204.00円	171.00円	161.00円
20mm	893.43円	39.00円	170.00円	204.00円	171.00円	161.00円
25mm	1,831.80円	39.00円	170.00円	204.00円	171.00円	161.00円
40mm	5,165.11円	39.00円	170.00円	204.00円	171.00円	161.00円
50mm	9,098.51円	39.00円	170.00円	204.00円	171.00円	161.00円
75mm	14,859.55円	39.00円	170.00円	204.00円	171.00円	161.00円